

北九州市会計規則（抜粋）

（最終改正 平成 30 年 12 月 20 日）

（前金払）

第 59 条 次に掲げる経費で、支払額の確定したものについては、債務履行期限到来前に前金払をすることができる。

- （1） 官公署及びこれに準ずるものに対して支払う経費
- （2） 補助金、負担金、交付金及び委託費
- （3） 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- （4） 土地又は家屋の買収又は収用により移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料及び補償費
- （5） 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- （6） 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- （7） 運賃、運搬料又は渡切経費
- （8） 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第 1 項に規定する公共工事に要する経費
- （9） 市営住宅の建替え等により移転を必要とすることとなった入居者に対する移転料  
（昭 57 規則 63・平 9 規則 14・平 11 規則 6・平 30 規則 20・一部改正）